2月14日の面談において頂いたご意見に対する回答書

令和5年2月28日
日本原子力研究開発機構　大洗研究所

2月14日の面談において頂いたご意見を踏まえ、原因分析・要因特定の深掘りを実施し、報告書を修正いたしました。
頂いたご意見に対する回答と報告書への対応結果を以下に示します。

（ご意見1）
マスキング作業や確認作業に携わる担当者の立場に立って必要な分析を行うべき。

（回答1）
許認可担当者及び確認者への聞き取り結果の再整理を行い、詳細な原因分析を改めて実施しました。その原因分析結果を踏まえて、マスキングを確実に実施するためのルールの単純化等の対策に反映させました。

（ご意見2）
許認可担当者及び確認者の業務が多忙で急いでいる場合にも、マスキング不備が生じない仕組みを検討すること。

（回答2）
変更許可申請書や保安規定の完本版にマスキングを施した版（以下「マスター版」という。）を事前に作成し、許認可担当者がマスター版と見比べながら公開資料を作成することで作業を単純化します。また、マスター版と見比べることで、マスキング箇所が一目瞭然となることから、公開資料の確認を単純化できます。さらに、大洗研究所のマスキング不備のチェック体制を強化するため、承認プロセスの中に保安管理部核物質管理課を加え、核物質管理課がマスキング処置状況と確認の妥当性を第3者の視点で確認する仕組みを導入します。

（燃料材料開発部の対策）

燃料材料開発部では、上記の対策の他にマニュアルに下記の項目を追加し、公開資料の不備を防止する仕組みを強化します。

(1) 許認可担当者がマスキング処置を行う際に、確認すべき項目を明確にしたチェックシートを用いることとします。チェック項目にマスター版との比較、扉や階段の有無等の具体的な確認項目を加え、許認可担当者の作業を単純化するとともに確認の抜けを防止します。
(2) 確認者は、上述のチェックシートを用いて確認を行い、チェックシート及び確認に使用したマスター版と公開資料をエビデンスとして残します。

(3) 課長（情報管理責任者）が審査を行う際に、確認者が作成した上述のエビデンスを確認することを定めます。

(大洗研究所の対策)

大洗研究所では、マスキング要領を上述の燃料材料開発部の改善を反映して以下のように改訂し、公開資料の不備を防止する仕組みを強化します。

(1) 各施設で作成したマスター版については保安管理部核物質管理課が一括管理します。

(ご意見 3)

マスキング処置に関わるポジションにマスキング箇所を見極める識別能力がある者を配置できているのかを精査し、チェック体制を見直すこと。

(回答 3)

マスキング箇所を見極める識別能力がある者として、核物質防護に関する教育を受講し、自施設の核物質防護に係る業務に従事している者を配置しておりましたが、今後も継続的に教育を実施し、さらなる力量の向上に努めるようにいたします。

また、燃料材料開発部のチェック体制強化のために、第 3 者の視点で確認できるよう燃料材料開発部に各課の許認可資料を横断的に確認するチームを設置します。大洗研究所においてもチェック体制を強化するため、承認プロセスの中に保安管理部核物質管理課を加え、核物質管理課がマスキング処置状況と確認の妥当性を第 3 者の視点で確認する仕組みを導入します。

(燃料材料開発部の対策)

燃料材料開発部では、上述の力量の向上として以下の教育訓練を実施します。

(1) 定期的に実施している核物質防護情報管理要領及びマスキング要領の教育において、本事象に係る事例研究を含めます。

(2) 課長（情報管理責任者）及び核物質防護担当者のマスキング処置に関する能力を向上させるため、実例を用いたマスキング訓練を毎年度実施します。

(3) 課長（情報管理責任者）は、管理情報の漏えいが発生すると業務にどのような影響があるか核物質防護担当者と議論し、初動対応訓練を行います。初動訓練は毎年度実施することとします。

(大洗研究所の対策)

大洗研究所では、燃料材料開発部の教育訓練を踏まえて、以下の情報管理責任者の力量向上を図る教育を実施します。

(1) 定期的に実施している核物質防護情報管理要領及びマスキング要領の教育には、本事象に係る事例研究を含め、事象の再発防止に努めます。

(2) 各部署の課長（情報管理責任者）及び核物質防護担当者を対象に、正しいマスキング箇所を選別するスキルを向上させるための教育訓練を導入します。

以上